

青葉台自治会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は青葉台自治会と称する。

(区域)

第2条 本会の区域は、和泉市青葉台1丁目1番1号から3丁目33番21号までの区域とする。

2. 本会は第1. 第2. 第3. 第4. 第5街区に区分する。

(目的)

第3条 本会は、以下に掲げるような共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡。
- (2) 会員相互の融和親睦をはかる。
- (3) 行政機関との連絡調整。
- (4) 区域内の諸施設の維持管理。
- (5) 美化・清掃等区域内の環境整備。

(事務所)

第4条 本会は業務運営のため、事務所をあおば会館(和泉市青葉台2丁目1番28号)内に置く。

2. 本会はあおば会館に管理人を置くことができる。管理人の採用、処遇は青葉台自治会館管理規定に定める。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会費は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第2条1項に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、細則で定める

入会申込書を会長に提出しなければならない。

但し、入会申込書は20才以上の者とする。

2. 本会は前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会)

第8条 会員は、次の各号に該当する場合は退会したものとする。

- (1) 第2条1項に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人より細則に定める退会届が会長に提出された場合。
2. 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときはその資格を喪失する。

第3章 役 員

(役員の種別)

第9条 本会に次の役員を置く。

「役職名」	「人数」	「役割」
(1)会長	1名	本自治会を代表し統轄する。
(2)副会長	若干名	会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
(3)事務局長	1名	事務局の業務を統轄する。
(4)事務局長補佐	若干名	事務局長を補佐し、業務を掌理する。
(5)事務局委員	若干名	事務局の業務を分掌する。
(6)会計	1名	本会の経理一切を行う。
(7)会計監査	2名	会計業務の監査を行う。
(8)街区長	各街区に1名	街区内の一切を統括する。
(9)街区長補佐	各街区に2名	街区長の補佐を行う。
(10)専門部長	各専門部に1名	専門部を代表し、業務を執行する。

- (11)専門副部長 各専門部に 専門部長を補佐し、
1名 業務を分掌する。
(12)専門部委員 各専門部に 専門部の業務を分掌
3名 する。
(13)地域団体部 地域団体部 地域団体部に所属す
各団体代表 各団体に1名 る各団体を代表する。
(14)班長 各班に1名 班の業務を執行する。

(役員の選任)

- 第10条 会長・副会長・事務局長、事務局長補佐、事務局委員・会計・会計監査は、街区ごとに2名ずつ選出した10名の中から、新旧役員の協議により選任する。但し、会員の推薦は拒まない。
2. 街区長、街区長補佐、専門部委員は各班の班長が抽選で決める。
3. 専門部長および専門副部長は、専門部委員の互選で決める。
4. 地域団体部各団体の代表は、地域団体部に所属する各団体で独自に決める。

(役員の任期)

- 第11条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない
2. 補欠により選任された役員の任期は前任者の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

- 第12条 総会は本会の最高決議機関であり、通常総会および臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

- 第13条 総会は会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第14条 総会は、次の事項を審議決議する。
- (1) 事業報告ならびに会計決算報告。
- (2) 会則の変更又は改正。

- (3) 役員の選任および解任。
- (4) 自治会財産の処分。
- (5) その他、本会の運営に関する重要な事項。

(総会の開催)

- 第15条 通常総会は、毎年4月に開催する。
2. 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
- (1) 自治会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

- 第16条 総会は会長が招集する。
2. 会長は前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

- 第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第18条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の決議)

- 第19条 会員は、総会において予算、決算および事業の報告をうけ、本会会則に定められた事項について審議し、議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

- 第20条 総会の議決権は一世帯に一票とする。
2. 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の議決権は会員の所属する世帯の会員数分の1とする。
- (1) 本会の解散に関すること。
- (2) 本会所有財産の処分に関すること。
- (3) 会則の変更に關すること。

(委任状)

第21条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における第19条および第20条の規定の適用についてはその会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 会員の現在数および出席者数。(書面表決者および表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項および議決事項。

(4) 議事の経過の概要およびその結果。

(5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名の署名、捺印を必要とする。

第5章 幹事会

(幹事会の構成)

第23条 幹事会は、班長を除く役員をもって構成し、総会に次ぐ決議機関とする。また、幹事会の構成員を幹事とする。

(幹事会の権能)

第24条 幹事会は次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項。

(2) 総会に議決した事項の執行に関する事項。

(3) その他、総会の議決を要しない会務に関する事項。

2. 前項以外の緊急重要事項については、幹事会の合意に基づき処理する。但し、総会において事後報告を行わなければならない。

(幹事会の招集)

第25条 幹事会は、毎月第3土曜日に開催する。

2. 会長が必要と認めた時は、臨時に招集するこ

とができる。

(幹事会の議長)

第26条 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。但し、副会長または事務局長が代行することができる。

(幹事会の定足数)

第27条 幹事会は、幹事会員の3分の2以上の出席を必要とするものとし、その他、第20条、第22条および第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「幹事会」と、「会員」とあるのは「幹事会員」と読み替えるものとする。

第6章 代表幹事会

(代表幹事会の構成)

第28条 代表幹事会は会長、副会長、事務局長、事務局長補佐、事務局委員、会計、会計監査および街区長、専門部長、地域団体部各団体代表をもって構成する。また、代表幹事会の構成員を代表幹事とする。

(代表幹事会の機能)

第29条 代表幹事会は次の事項を行う。

(1) 総会および幹事会で決した事項の執行。

(2) 総会および幹事会に提出する議案の作成。

(3) 緊急事項の執行。この場合は次の幹事会で承認を得なければならない。

(5) その他、本会の目的および幹事会の決定に反しない必要な事項の執行。

(代表幹事会の招集)

第30条 代表幹事会は、会長が招集し、必要に応じて随時開くことができる。

(代表幹事会の議長)

第31条 代表幹事会の議長は会長がこれにあたる。但し、副会長または事務局長が代行することができる。

第7章 班長会

(班長会の構成)

第32条 班長会は班長、およびその他の全役員、をもって構成する。

(班長会の目的)

第33条 班長会は、活動方針の報告および次期役員の選出を主に行う。

(班長の招集)

第34条 原則として年2回開くほか、必要に応じて会長が招集する。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録記載の資産
- (2) 自治会費（世帯単位とする）
- (3) 寄付金
- (4) その他、雑収入

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、自治会長が管理し、その方法は幹事会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第37条 本会の資産で第36条に掲げるもののうち別に定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支出)

第38条 本会の経費の支出は、自治会長の承認を要する。

(自治会費の納付)

第39条 自治会費は、世帯単位の納付とし、幹事会において別に定める額を納入しなければならない。

2. 自治会費の納付は、原則として年1回とするが、班ごとに協議することができる。

(事業報告および決算)

第40条 本会の事業報告および決算は、自治会長が事業報告、収支決算書、財産目録等を作成し、会計監査の監査を受け、毎会計年度終了後1ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2. 会計年度を会期とする。

第9章 その他

(特定活動の禁止)

第42条 会員は自治会の名を利用して政治的、宗教的活動をすることはできない。

(その他)

第43条 その他、本会則に定めのない事項で、運営に必要な事項については、幹事会において決定することができる。

付 則

1. 本会則は平成14年7月29日から発効する。
平成16年4月18日一部改正
平成19年4月15日一部改正
2. 本会の運営は細則によるものとする。

以 上

青葉台自治会事務局細則

(業務)

第1条 事務局は青葉台自治会会則3条の目的を遂行するために、役員業務を補佐し、事務全般の処理に当たることを業務とする。

(顧問)

第8条 事務局の業務を円滑に遂行するために、事務局長は役員経験者を顧問に委嘱することができる。

(構成)

第2条 事務局の構成は、事務局長、事務局長補佐、および事務局委員とする。

(付 則) この細則は平成19年4月15日より実施する。

(事務局)

第3条 事務局を青葉会館内に置く。

(事務局長)

第4条 事務局長は、事務局を統括する。

(事務局長補佐)

第5条 事務局長補佐は、事務局長の職務を補佐する。
また、事務局長の指示を受けて事務局の業務を掌理する。

(事務局委員)

第6条 事務局委員は以下の業務を分掌する。

1. 役員業務の補佐
2. 議案書および各種資料の作成
3. 幹事会および代表幹事会の運営
4. 議事録の作成
5. 自治会所有の物品、資材の管理
6. 会員情報の管理
7. 地域活動への対応

(増員)

第7条 事務局長は会期途中に事務局委員を増員することができる。但し、任期は会期末までとし、会長および幹事会の承認を得なければならない。

青葉台自治会専門部細則

(専門部)

第1条 青葉台自治会会則第3条の目的達成のため、
第43条の規定により、次の専門部を設置する。

1. 広報部
2. 防犯防災部
3. 環境整備部
4. 会館運営部
5. 文化体育部
6. 福祉部

(業務)

第2条 広 報 部

- イ. 会報、ニュースなどの広報活動。
- ロ. 役員名簿、住居地図、住居案内板の作成・管理他。

防犯防災部

- イ. 防犯診断、警察、消防関係、年末特別警戒他。

- ロ. 交通安全対策。

環境整備部

- イ. 保健所関係、ゴミ処理、消毒等衛生関係。

- ロ. 公園道路の清掃、植木等の環境向上。

会館運営部

- あおば会館の運営、管理。

(詳細は、青葉台自治会館管理規定に定める。)

文化体育部

- 文化、体育行事の推進。

福 祉 部

- イ. 福祉に関する情報の収集と対策
- ロ. 高齢者・児童問題、その他、生活の向上。
- ハ. ボランティア活動の支援。

(専門部長)

第3条 専門部長は担当専門部を代表し、業務を執行する。

(専門副部長)

第4条 専門副部長は専門部長を補佐し、業務を実行する。

(専門部委員)

第5条 専門部委員は専門副部長とともに専門部長を補佐し、業務を実行する。

(業務計画)

第6条 専門部において新たに業務を計画する場合、
専門部長は実施計画を立案し、幹事会に提案しなければならない。

(業務報告)

第7条 専門部長は執行した業務の概要を幹事会において報告しなければならない。

(顧問および臨時委員)

第8条 専門部は目的達成のため、代表幹事会の承認により顧問および臨時委員を増やすことができる。

(専門部の改廃)

第9条 専門部の改廃については、幹事会の決議により、改廃できる。

(付 則) この細則は昭和49年3月21日より実施する。

平成11年4月20日一部改正

平成16年4月18日一部改正

平成19年4月15日一部改正

青葉台自治会選出細則

(目的)

第1条 青葉台自治会会則第10条の規定により、本会の班長、街区補佐、街区長、専門部委員、専門副部長、専門部長、及び本部・事務局役員（会長、副会長、事務局長、事務局長補佐、事務局委員、会計、会計監査、をいう）の選出について、つぎの通り規定する。

(班長の選出)

第2条 班長の選出は、班内居住者の協議により行う。

(班長の役員指名権)

第3条 班長は、地域団体部を除く、次年度役員の指名権を得る。

(街区長補佐の選出)

第4条 街区長補佐の選出は、各街区班長の抽選により、街区ごとに2名ずつ選出する。

(街区長の選出)

第5条 街区長の選出は、各街区班長の抽選により、街区ごとに1名ずつ選出する。

(専門部委員の選出)

第6条 専門部委員の選出は、各街区班長の抽選により、街区ごとに6名ずつ選出する。

(専門部委員の配属)

第7条 選出された専門部委員の各専門部への配属は、各街区班長の抽選により決定する。

(専門副部長の選出)

第8条 各専門副部長の選出は、各専門部委員の協議により行う。

(専門部長の選出)

第9条 各専門部長の選出は、各専門部委員の協議により行う。

(本部・事務局役員の選出)

第10条 1. 各街区班長の協議により、それぞれ2名以上の本部・事務局役員候補者を選出する。
2. 本部・事務局役員の選出方法は、前号の方法の他に、幹事会メンバーで構成された推薦委員会で広く会員（現役員を含めて）から推薦することができる。
3. 本部・事務局役員候補者の役割分担は、選出された候補者と本部・事務局役員の相互協議により決定する。
4. 本部・事務局役員候補者は年度末の新旧幹事会において信任を受けなければならない。

(欠員補充)

第11条 各役員などに欠員が生じた場合、本細則をもって補充し、その任期は残存期間とする。

(選出免除)

第12条 1. 班長は、班から選出される会員が、高齢等の条件により、自治会活動に支障をきたすと判断された場合は、選出を免除することができる。
2. 班長は、班から選出される会員から高齢ならびに家庭内介護を理由に班長や役員をすることができないと申し出があった時には、選出を免除することができる。

(付 則)

この細則は昭和49年3月31日より施行する。

昭和55年4月27日一部改正

平成11年2月20日一部改正

平成19年4月15日一部改正

平成20年9月20日一部改正

青葉台自治会会計細則

(目的)

第1条 この細則は青葉台自治会（以下本会という）
会則6条の規定により本会会計の取り扱いに関
する具体的細目を定めることを目的とする。

(会計の業務)

第2条 会計は本会会計を司る。

(会計監査の業務)

第3条 会計監査は本会会計の監査を行い、総会にお
いて報告する。

(会費)

第4条 1. 本会の会費は一戸当たり月額500円とし、
会費の徴収は会期初めに1年または半年分まと
めて班長または月当番が徴収する。また、新た
に入居した会員については、入居の翌月より会
期末までの会費をまとめて徴収する。
2. 会員が脱会する場合、請求により脱会翌月か
ら既納分の会費を返却する。

(入会金)

第5条 1. 新入居者の自治会への入会金は5000円と
する。但し、再入居者については入会金を免除
する。
2. 会員が脱会する場合、入会金は返却しない。

(臨時費)

第6条 会長が特に必要と認めたときは幹事会の2/
3の決議により総会にはかり臨時費を徴収する
ことができる。

(寄付金)

第7条 会長は代表幹事会で協議の上、本会の目的に
反しない限り寄付金を受領することができる。

(支出)

第8条 会長は次の各号に掲げるものについては、そ
の支出を決定することができる。
イ. 年度予算内の支出。

ロ. 街灯電灯料金。

ハ. 会員の葬祭に於ける供花一对又はそれに
代わる弔慰金。

2. 前項に掲げるもの以外の支出については、以
下の手続きに従い支出する。

イ. 1件につき30万円を超える支出は、幹事
会の承認を得た上、会長が決裁する。

ロ. 1件につき30万円以下の支出は会長決裁
とし、会計が幹事会に報告する。

ハ. 役員が1万円以上の物品を購入しようと
する場合は、所定の要項が記入された支出
願いを会計に提出する。

(仮払金)

第9条 会計は小口支払準備金として50,000円以下で
の仮払金処理をする事が出来る。

(会計帳簿)

第10条 1. 本会の会計処理を明確にするために会計
帳簿を置く。
2. 前項の会計帳簿の保管、記帳及び整理は会計
が行う。

(会計帳簿の閲覧)

第11条 会員はいつでも会計帳簿の閲覧を求める事が
出来る。

(付 則) この細則は昭和49年3月21日より実施する。

昭和55年4月27日一部改正

平成11年4月18日一部改正

平成19年4月15日一部改正

青葉台自治会葬祭細則

第1条（目的）

この細則は青葉台自治会葬祭規定（以下「規定」という）に基づく葬祭の取り扱いに関し、細目を定める事を目的とする。

第2条（「規定」の適用）

「規定」は青葉台自治会会員又は同居家族の逝去に伴う葬祭について適用する。但し別居の親又は子であっても、会員が喪主となり自宅又はあおば会館又は近郊の施設で行う葬祭については「規定」を準用する。

第3条（連絡）

葬祭のある場合、当該班長は被葬者の住所・氏名及び葬儀の日程・場所について速やかに街区長（不在の場合は街区長補佐）に連絡する。

第4条（葬儀の参列）

班長又は街区長補佐から葬祭の連絡を受けた当該街区長は、自治会代表として葬儀に参列する。街区長が参列できない場合は、街区長補佐、班長の順に代行する。但し、自治会長としての参列は下記において行われる場合に限る。(1) 自宅 (2) あおば会館 (3) 青葉台近辺の葬儀施設
なお青葉台近辺の解釈については別に定める。

ただし、和泉市内の上記以外の葬儀施設での葬儀にも参列することができる。

第5条（弔慰金）

葬儀に際し街区長は自治会名による弔慰金5,000円を届ける。葬儀が遠隔地で行われた場合は後日遺族の自宅に持参する。弔慰金は所定の出金手続きにより自治会会計より支出する。

第6条（自治会弔旗）

葬儀が自宅又はあおば会館で行われる場合には、遺族の了解により式場に自治会弔旗を掲げる。遺族の意向については当該班長が確認する。弔旗はあおば会館に保管し会館運営部が管理する。

第7条（自治会広報）

会員の逝去については翌月発行の「ニュースあおば」に住所・氏名を掲示する。当該街区長は前項の資料として速やかに所定の連絡票を広報部へ提出する。

第8条（遺族との相談協議）

自治会としての遺族との相談協議は当該班長が行う。相談協議を要する事項及び班長の対処は次の通りとする。

- (1) 代表焼香順位 団体代表焼香は自治会代表を第1順位とする旨の了解と確認
- (2) 葬儀の手伝い 原則として自宅又はあおば会館で行われる場合に相談協議
- (3) 弔旗の手配 前第6条により弔旗を必要とする場合の会館運営部との連絡手配
- (4) 会館の使用 あおば会館を葬儀会場とする場合の会館運営部との連絡調整

但し、前項(4)については、公的選挙の投票所、自治会総会会場となる場合は除く。

第9条（交通費）

自治会代表となっても青葉台近辺の葬儀に参列した場合、交通費として往復バス料金（乗用車利用のときも同額）を支給する。（ただし、限度額を1,100円とする）

（付 則）この細則は平成18年2月18日より実施する。

平成21年6月20日一部改正

【備考】

- ※ 第4条(3)の青葉台近辺の解釈については、平成18年2月度の幹事会において、青葉台～和泉中央、青葉台～光明池までのバス路線のみを利用して往復可能な場所とすることに決した。

青葉台自治会 地域団体部規約

(設置目的)

第1条 地域団体部は、青葉台で団体活動する会員グループ（以下、会員団体という）が、青葉台自治会と有機的に連携し、効果的に活動できることを目的として設置する。

(編入)

第2条 青葉台で活動する会員団体が、本会に編入することを希望する場合は、幹事会の同意を得なければならない。

(団体役員の選出)

第3条 地域団体部各団体の役員選出は、本会会則の規定に影響されることなく、各団体が独自に取り決めた方法で選出することができる。但し、本規約第5条の規定が適用される場合はこの限りでない。

(本会役員の資格)

第4条 地域団体部各団体の代表者は、本会の役員となる。また、代理者が本会に出席する場合は、その代理者を本会役員とみなす。

(優先業務)

第5条 地域団体部各団体の役員が、本会役員として当該班の班長から指名を受けた場合は、本会役員を優先業務としなければならない。

(活動費)

第6条 地域団体部各団体の活動費は、本会会計より受け取ることができる。但し、年間予算計画書を会長に提出し、幹事会の承認を受けなければならない。

(会計報告義務)

第7条 地域団体部各団体は、年度末に会計収支決算報告書を会長に提出し、幹事会の承認を受けなければならない。

(地域団体部の構成)

第8条 青葉台自治会地域団体部に所属する会員団体は以下の通りとする。

- イ. あおばっ子バンビクラブ
- ロ. 青葉台子ども会
- ハ. いきいきサロン
- ニ. 赤ちゃんすくすく
- ホ. 青葉ボランティア会

(脱退)

第9条 地域団体部に所属する会員団体が、本会を脱退する場合は、幹事会の同意を得なければならない、但し、無断脱退の場合は除名処分となり、再編入はできない。

(付 則) この規約は平成19年4月15日より実施する。

青葉台自治会葬祭規定

第1条 この規定は青葉台居住者の相互扶助の精神により居住者の葬祭について次の通り規定する。

第2条 居住者の葬祭には、自治会の名に於いて供花一對又はこれに代わる弔慰金を供える。

第3条 その所属する班は各戸300円を香典として月当番が徴収し供える。

第4条 当街区長又は街区補佐1名及び班長はそれぞれ代表して葬祭に参列する。但し居住地外の葬

祭についてはこの限りでない。

第5条 葬祭に関する奉仕については班長及び月当番が喪主と協議の上行う。

第6条 これら弔慰金、香典、奉仕に対する謝礼は廃止する。

(付 則) この規定は昭和49年3月21日より実施する。
昭和55年4月27日一部改正

青葉台自治会協力金規定

当自治会会則第43条に基づき次の事を定める

地又は一住戸につき3万円を徴収する事ができる。

第1条 青葉台団地（以下当団地）周辺の土地（宅地）を開発して青葉台自治会に編入する場合は開発工事着手前に開発業者より、協力金として一宅

第2条 この規定は平成3年4月14日より発効する。
平成15年4月14日一部改正

自治会活動保険運用規定

(主旨)

青葉台自治会会員が青葉台自治会会則第5条各項の会務の執行中に、予期せざる不慮の事故、災難等により負傷したり、又は他人に損害を与えたりした場合、この自治会活動保険を適用する。

(適用の範囲)

第1条 自治会活動保険（以下保険）の適用は、会員が自治会活動執行中の事故に限られる。

(運営委員会)

第2条 本規定の運用は運営委員会の議を経て行う。
(1) 本委員会は必要に応じ、会員及び運営委員いずれかの申し入れにより、随時開くことができる。
(2) 本委員会は自治会三役と幹事会メンバー若干名とで構成する。

(賠償限度)

第3条 自治会活動執行中の事故、負傷、損害等に対する賠償の限度は、保険契約条件の範囲内とする。

(契約の発効、更新、改廃)

第4条 保険は平成4年12月1日に発効し、翌年の12月1日までの一ヵ年間とし、事後自動的に更新する。契約条件の改訂、もしくは契約解除を行う場合は期間満了90日前迄に運営委員会に於いて審議を終了し、幹事会の承認を得て、保険会社に申し出なければならない。

(その他) その他、本運用規定に定めない事項で運営に必要な事項については、幹事会に於いて決定することが出来る。

(付 則) 本規定は平成4年12月1日から発行する。

消 防 計 画 書

(総則)

第1条 この計画書は、消防法第8条にもとづき、青葉台自治会館の防火管理について、必要な事項を定め、火災、その他の災害の予防と共に人命の安全を計ることを目的とする。

第2条 この計画書は、青葉台自治会館を使用する会員のほか、会館を使用する者に適用し、使用者はこの計画書に定められた事項を遵守しなければならない。

第3条 この目的を達成するため、防火管理者を定めると共に、会館運営部、防犯防災部は防火管理業務を行う。

第4条 防火管理者は自治会長とし、防火管理業務の円滑な運用を確保するため、一切の権限を有し、下記の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成、変更。
- (2) 火災報知器及び避難誘導訓練の実施。
- (3) 建築物、火気使用設備器具等、危険物施設の自主検査の実施及び監督。
- (4) 消防設備等の点検整備の実施及び監督。
- (5) 火気使用又は取り扱いに関する指導、監督。
- (6) 消防機関への報告、連絡。
- (7) 会館運営部、防犯防災部にたいする助言、報告、その他、防火管理業務上必要な業務。

(火災予防対策)

第5条 会館運営部長を防火担当責任者と定め、青葉台自治会館の使用に際しては、使用者は該当使用期間中の火元取締責任者とする。

第6条 防火担当責任者は防火管理者を補佐し、火元取締責任者を指導監督する。

第7条 火元取締責任者及び使用者は、火災予防のため下記事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用器具（ガス、電気器具、冷暖房設備、喫煙等）は使用前、使用後は必ず点検し、

その安全を確認すること。

- (2) 避難時には、誘導灯による廊下、階段、出入口に妨害となる設備や物品を置かないこと。
- (3) 臨時に火気を使用する場合、工事その他で危険物を使用する場合は防火担当責任者の許可を得、その指示に従わなければならない。
- (4) その他、防火管理上必要な事項。

(自衛消防)

第8条 火元取締責任者は、火災、その他、事故発生時、被害を最小限に止めるため使用者と共に次の任務に当たる。

- (1) 初期消火。
- (2) 避難誘導。
- (3) その他、応急的活動。

(消防用設備の点検)

第9条 防犯防災部長は、消防法17条3の3の規定にもとづき、消防設備等の種類、及び点検内容に応じて点検を行う。消火器具、誘導標識、消防用水、水道、誘導灯、電気設備、ガス設備、等の外観点検、及び6ヶ月点検。

(教育訓練)

第10条 防火担当責任者は防火管理者と協力し、防火上必要な教育訓練を適宜実施する他、査察の要請、教育訓練指導等の要請をおこなう。

付則 この消防計画書は、昭和60年4月21日より実施する。

青葉台自治会館管理規定

(目的)

第1条 この規定は青葉台自治会館（名称：あおば会館）の健全な維持管理と円滑な運営を行うことを目的とする。

(施設の使用目的)

第2条 会館は会員の自治会活動並びに会員相互の親睦、文化、教養の向上に供する事を目的とする。

具体的な種目は次の通りとする。

- (1) 自治会活動の会議、会合（役員会、幹事会等）
- (2) 青友会活動
- (3) 青少年育成活動
- (4) 会員の文化、サークル活動
- (5) 冠婚葬祭。
- (6) 会員相互の利益になる物質、物品の販売。
- (7) 自然災害等による緊急避難所。
- (8) その他、特に自治会が認めたもの。

(使用時間)

第3条 会館の使用時間は、原則として9時から22時までとする。但し、自治会が主催又は、会館運営部長が承認する行事はこの限りではない。

(使用制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可せず、または許可を取り消し、もしくは使用を停止することがある。

- (1) 特定の利益に及ぶ会議、会合と認めたとき。
- (2) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (3) 建物、設備及び調度品を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 管理上支障があると認めたとき。
- (5) 使用承認に優先する事由が発生したとき。
- (6) その他、会館運営部長が不相当と判断したとき。

(使用申し込み)

第5条 会館を使用するときは、会館運営部長に使用の申し込みを行い、承認を受けなければならない。但し、第2条の種目(1)に該当する定例的な会議、会合、行事等事前に承認を受けている場合は、その都度手続きを要しない。

(優先順位)

第6条 会館の使用は原則として申し込み受付順とするが、次の各号の一つに該当する場合は、この順位に従って優先するものとし、会館部長は、既に使用を認めた者の許可を取り消し、又は日時の変更を求める事ができる。

- (1) 自然災害等による緊急避難場所とするとき。
- (2) 定期総会及び自治会が予定したイベント。
- (3) 葬祭。
- (4) 自治会が緊急業務で使用するとき。
- (5) 行政が会員のために使用するとき。
- (6) その他、会館部長が緊急止むを得ないと判断したとき。

(使用料金)

第7条 会館使用料は別表のとおりとする。

2. 使用当日を含む5日以内のキャンセルは使用料金を返金しない。

(什器、備品の使用)

第8条 会館の什器、備品の使用をするときは、会館運営部長に使用の申し込みを行い、会館運営部長の承認を得て持ち出しすることが出来る。但し、使用後はただちにこれを返還しなければならない。

(損害賠償及び事故責任)

第9条 使用者が、建物もしくは備品等を損傷し、滅失したときは、会館部長の指示に従い、これを現状に復し、又はその損害賠償をしなければならない。

(使用の責務)

第10条 会館を使用する場合は次の事項を遵守すること。

- (1) 駐車、騒音等による周辺への迷惑行為をしないこと。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
尚、全館禁煙とし、喫煙は指定場所で行うこと。
- (3) 会館内で飲食飲酒を行う時は、事前に会館運営部長の承認を得ること。
- (4) 使用後は必ず清掃し、使用物品の整理整頓をすること。

(管理人)

第13条 会館の日常運営管理を円滑にするため、会館に管理人を置く。

2. 管理人の、業務内容、勤務条件等は、別途定める。

(規定の改定)

第14条 この規定は幹事会の議決により、改廃することができる。

付則 この規定は平成16年4月18日より施行する。
平成19年4月15日一部改正

(管理者)

第11条 本会館の管理者は、会館運営部長とする。

(施行の細目)

第12条 この規定の他、会館使用に必要な細目(手引)は別途定める。

別表

あおば会館使用料

単位：円

区 分	A			B	C	冠婚葬祭 (1日) 会 員
活動区分	会員一般 青少年育成活動			会員外 一 般	物品販売 講演会等	
時 間 区 分	イ	ロ	ハ	イロハ	イロハ	
大 会 議 室	2,000	4,000	4,000	6,000	10,000	
小 会 議 室	1,400	2,600	2,600	5,000		
和 室 A)	1,400	2,600	2,600	5,000		
和 室 B)	1,400	2,600	2,600	5,000		
全 館						50,000

「注」

- (1) 一般使用料は、時間割料金とする。

使用時間区 $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ) 9時} \sim 13\text{時} \\ \text{ロ) 13時} \sim 17\text{時} \\ \text{ハ) 17時} \sim 22\text{時} \end{array} \right.$

- (2) 区分Aは使用者の過半数が会員である場合。

(但し、会館運営部長が青少年育成活動と認めた場合はこの限りでない。)

- (3) 区分Bは使用者の過半数が非会員である場合。

- (4) 区分Cの物品販売講演等の会館使用者は会員、非会員を問わない。

- (5) 冠婚葬祭の利用は1日単位とする。

- (6) 会館管理規定第2条(1)「自治会活動の会議、会合等」に該当するとき、及びその他自治会が認めたときは無料とする。